2　「国税（別表六㈡「17」又は別表六の二㈡付表「９」）㈴」の欄の外書には、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第50条第１項又は第２項（外国税額の控除）に規定する政令で定めるところにより計算した金額を記載すること。

別表六㈣の表中「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(㈦又は㈬)×50％と㈲のうち少ない金額）」を「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(㈦又は㈬)×（50％又は35％）と㈲のうち少ない金額）」に改め、同表の記載要領第１号中「この号」の次に「及び次号」を加え、「第142条の３第５項」を「第142条の２第５項」に改め、同号を次のように改める。

2　「控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（(㈦又は㈬)×（50％又は35％）と㈲のうち少ない金額）㈳」の欄の記載に当たつては、次によること。

㈠　「㈫」から「㈱」までの各欄の記載がない場合には「又は㈬」を消し、当該各欄の記載がある場合には「㈦又は」を消すこと。

㈡　平成24年４月１日前に開始した事業年度において外国法人税を納付することとなつた場合又は連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。㈡及び㈢において同じ。）が同日前に開始した連結事業年度において外国法人税を納付することとなつた場合には「又は35％」を消し、同日以後に開始する事業年度において外国法人税を納付することとなる場合又は連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度において外国法人税を納付することとなる場合には「50％又は」を消すこと。

㈢　控除対象外国法人税の額（法第69条第１項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。㈢において同じ。）又は個別控除対象外国法人税の額（法第81条の15第１項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。㈢において同じ。）が増額又は減額された場合には、次に掲げる場合の区分に応じ次に定めるところによること。

イ　平成元年４月１日前に開始した事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額が同日以後に開始する事業年度又は平成15年３月31日以後に終了する連結事業年度において増額された場合　「(㈦又は㈬)×（50％又は35％）と」及び「うち少ない」を消すこと。

ロ　平成24年４月１日前に開始した事業年度（平成元年４月１日以後に開始した事業年度に限る。）又は連結親法人事業年度が平成24年４月１日前に開始した連結事業年度において納付することとなつた控除対象外国法人税の額又は個別控除対象外国法人税の額が、同日以後に開始する事業年度又は連結親法人事業年度が同日以後に開始する連結事業年度において増額又は減額された場合　「又は35％」を消すこと。

別表六㈣の記載要領第㈡号を削る。

別表六㈣の㈡の記載要領第１号中「第142条の３第２項」を「第142条の２第２項」に、「第142条の３第５項」を「第142条の２第５項」に改め、同第五号㈠中「第112条第10項」を「第112条第11項」に改め、同第六号中「第142条の３第２項各号」を「第142条の２第２項各号」に改める。

別表六㈤の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「19の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「19の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「20の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「20の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十)「17の②」＋「18の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「17の②」＋「18の②」）」に改める。

別表六㈤付表の記載要領第四号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改める。

別表六㈥の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「28の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「28の②」）」に、「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「27の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「27の②」）」に改め、同表の記載要領第六号中「別表六(二十七)」を「別表六(二十)」に改める。

別表六㈦の表中「法人税額超過構成額（別表六(二十七)「29の②」）」を「法人税額超過構成額（別表六(二十)「29の②」）」に改める。